

苫小牧工業高等専門学校ソフトウェア管理取扱細則

規則第113号

制 定 令和元年8月1日

一部改正 令和4年7月26日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校(以下「本校」という。)におけるソフトウェアの利用及び適切な管理に関する取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係るソフトウェア管理規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第94号。以下「機構ソフトウェア管理規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(ソフトウェア管理責任者)

第2条 機構ソフトウェア管理規則第5条1項に定めるとおり、ソフトウェア管理責任者は校長とする。

(ソフトウェア管理担当者)

第3条 機構ソフトウェア管理規則第6条1項に定めるソフトウェア管理担当者は、総務課長とする。

(ソフトウェア管理補助者)

第4条 本校にソフトウェア管理補助者を置く。

2 ソフトウェア管理補助者は次の者をもって充てる。

- 一 総務課総務係長
- 二 総務課調達係長
- 三 校長が指名する技術職員

3 ソフトウェア管理補助者はソフトウェア管理担当者の指示に基づき、その業務を補佐する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、ソフトウェア管理について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この細則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年7月26日から施行する。